

別表第一 (第11条関係)

習熟給給料表

 : 特例号給

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
B		270,060	324,500		
A		272,160	326,780		
1	218,400	271,260	329,060	399,660	464,860
2	220,400	273,260	331,240	401,660	465,960
3	222,400	275,260	333,420	403,660	468,060
4	224,400	277,260	335,600	405,660	470,160
5	226,400	279,260	337,780	407,660	472,260
6	228,400	281,260	339,960	409,660	474,360
7	230,400	283,260	342,140	411,660	476,460
8	232,400	285,260	344,320	413,660	478,560
9	234,400	287,260	346,500	415,660	480,660
10	236,400	289,260	348,680	417,660	482,760
11	238,400	291,260	350,860	419,660	484,860
12	240,400	293,260	353,040	421,660	486,960
13	242,400	295,260	355,220	423,660	489,060
14	244,400	297,260	357,400	425,660	491,160
15	246,400	299,260	359,580	427,660	493,260
16	248,400	301,260	361,760	429,660	495,360
17	250,400	303,260	363,940	431,660	497,460
18	252,400	305,440	366,120	433,660	499,560
19	254,400	307,620	368,300	435,660	501,660
20	256,400	309,800	370,480	437,660	503,760
21	258,400	311,980	372,660	439,660	505,860
22	260,300	314,160	374,840	440,760	507,960
23	262,200	316,340	377,020	442,860	510,060
24	264,100	318,520	379,200	444,960	512,160
25	266,000	320,700	381,380	447,060	514,260
26	267,900	322,880	383,560	449,160	516,360
27	269,800	325,060	385,740	451,260	518,460
28	271,700	327,240	387,920	453,360	520,560
29	273,600	329,420	390,100	455,460	522,660
30	275,500	331,600	392,280	457,560	524,760
31	277,400	333,780	394,460	459,660	526,860
32	279,300	335,960	396,640	461,760	528,960
33	281,200	338,140	398,820	463,860	531,060
34	282,600	339,780	400,460	465,440	532,640
35	284,000	341,420	402,100	467,020	534,220
36	285,400	343,060	403,740	468,600	535,800
37	286,800	344,700	405,380	470,180	537,380
38	288,200	346,340	407,020	471,760	538,960
39	289,600	347,980	408,660	473,340	540,540
40	291,000	349,620	410,300	474,920	542,110
41	292,400	351,260	411,940	476,500	543,680
42	293,790	352,900	413,580	478,070	545,250
43	295,180	354,540	415,220	479,640	546,820
44	296,570	356,180	416,860	481,210	548,390

(職員給与規程 別表)

45	297,960	357,820	418,500	482,780
46	299,350	359,460	420,140	484,350
47	300,740	361,100	421,780	485,920
48	302,130	362,740	423,420	487,490
49	303,520	364,380	425,060	489,060
50	304,270	365,280	425,960	489,960
51	305,020	366,180	426,860	490,860
52	305,770	367,080	427,760	491,760
53	306,520	367,980	428,660	492,660
54	307,270	368,880	429,560	493,560
55	308,020	369,780	430,460	494,460
56	308,770	370,680	431,360	495,360
57	309,520	371,580	431,860	496,260
58	310,270	372,480	432,860	497,160
59	311,020	373,380	433,860	498,060
60	311,770	374,280	434,860	498,960
61	312,520	375,180	435,860	499,860
62	313,270	376,080	436,860	500,760
63	314,020	376,980	437,860	501,660
64	314,770	377,880	438,860	502,560
65	315,520	378,780	439,860	503,460
66	316,270	379,680	440,860	504,360
67	317,020	380,580	441,860	505,260
68	317,770	381,480	442,860	506,160
69	318,520	382,380	443,860	507,060
70	319,270	383,280	444,860	507,960
71	320,020	384,180	445,860	508,860
72	320,770	385,080	446,860	509,760
73	321,520	386,180	447,860	
74	322,270	387,180	448,860	
75	323,020	388,180	449,860	
76	323,770	389,180	450,860	
77	324,520	390,180	451,860	
78	325,270	391,180	452,860	
79	326,020	392,180	453,860	
80	326,770	393,180	454,860	
81	327,520	394,180	455,860	
82	328,270	395,180	456,860	
83	329,020	396,180	457,860	
84	329,770	397,180	458,860	
85	330,520	398,180	459,860	
86	331,270	399,180	460,860	
87	332,020	400,180		
88	332,770	401,180		
89	333,520			
90	334,270			
91	335,020			
92	335,770			
93	336,520			
94	337,270			
95	338,020			
96	338,770			
97	339,120			
98	339,470			

(職員給与規程 別表)

99	339,820
100	340,170
101	340,520
102	340,870
103	341,220
104	341,570
105	341,920
106	342,270
107	342,620
108	342,970
109	343,320
110	343,670
111	344,020
112	344,370
113	344,720
114	345,070
115	345,420
116	345,770
117	346,120
118	346,470
119	346,820
120	347,170
121	347,520
122	347,970
123	348,420
124	348,870
125	349,320
126	349,770
127	350,220
128	350,670
129	351,120
130	351,570
131	352,020
132	352,470
133	352,920
134	353,370
135	353,820
136	354,270
137	354,720
138	355,170
139	355,620
140	356,070
141	356,520
142	356,970
143	357,420
144	357,870
145	358,320
146	358,770
147	359,220

別表第二 (第11条関係)

1 資格給給料表

職級	資格給 (本則)	経過措置期間中の資格給 (暫定額)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	0	0	0	0	0	0
2	40,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000
3	60,000	39,000	43,200	47,400	51,600	55,800
4	85,000	49,000	56,200	63,400	70,600	77,800
5	100,000	54,000	63,200	72,400	81,600	90,800

2 資格給給料表

職級	資格給(特定日以降)
1	0
2	28,000
3	42,000
4	59,500
5	70,000

別表第三 (第12条関係)

初任給

1 研究員

採用区分	初任給
研究員	習熟給 1 - 1 (218,400円)
副主任研究員	習熟給 2 - 6 (281,260円)
主任研究員以上	別途 理事長が定める

2 事務員

採用区分	初任給
主事	習熟給 1 - 1 (218,400円)
副主任	習熟給 2 - 6 (281,260円)
係長以上	別途 理事長が定める

経験年数換算表

経歴の種類	職務の種類※	換算率 (割)	備 考
官公庁 国家公務員、地方公務員、政府関係機関 等での在職期間	同 種	10	
	異 種	8	
民間 民間企業等での在職期間	同 種	10	
	異 種	8	
学校 学校又は学校に準ずる教育機関における 在学期間 (大学院修士課程、博士課程など)	産技研の業務と関連する科目	10	在学年数は、正規の就学年数の範囲内とする。
	その他	8	

(※は、職員としての職務と、採用前の職務との種類が同種か異種か判断する)

別表第四 (第16条関係)

昇給

1 管理職(4級職、5級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業績評価		A	B	B-	C	C-	D	E
付与率		5%		20%	65%	10%		

2 一般職(1~3級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業績評価		A	B	B-	C	C-	D	E
付与率		5%以内	10%	20%	65%	5%		

(注)管理職、一般職とも欠勤等があった場合は、4号給以下の昇給幅とする。

別表第五 (第18条関係)

職責手当

職級	役 職	種別	職責手当
4 級	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター部長等及び課長等の職の指定に関する規程（以下「職の指定に関する規程」という。）第3条第1項第四号に該当する者	第IV種	70,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第三号に該当する者	第III種	90,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第二号に該当する者	第II種	110,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第一号に該当する者	第I種	130,000
5 級	職の指定に関する規程第2条第1項第三号に該当する者	第III種	140,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第二号に該当する者	第II種	160,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第一号に該当する者	第I種	170,000

(注)職責手当の月額は、特定日以降、別表第五に掲げる額に70/100を乗じて得た額とする。

別表第六 (第30条関係)

通勤手当関連

支給月数	通用期間の定期券の組み合わせ
6	6ヶ月
5	3ヶ月、1ヶ月、1ヶ月
4	3ヶ月、1ヶ月
3	3ヶ月
2	1ヶ月、1ヶ月
1	1ヶ月

- (注) 1 定期券の組み合わせについては上記の順で計算する。
- 2 通用期間6ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「6ヶ月」は「3ヶ月、3ヶ月」と読み替える。
- 3 通用期間3ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「3ヶ月」は「1ヶ月、1ヶ月、1ヶ月」と読み替える。

別表第七 (第30条関係)

通勤手当関連

職員の区分 自転車等の 片道の使用 距離の区分	1 2及び3 以外の職員	2 通勤不便な 就業の場所 に勤務する 職員で理事 長が認める もの	3 身体に障害 を有する職 員で通勤が 困難である と認められ るもの
5 km未満	2,600円	3,500円	3,900円
5 km以上 10 km未満	3,000円	4,700円	5,300円
10 km以上 15 km未満	5,000円	7,100円	8,100円
15 km以上 20 km未満	7,000円	9,500円	10,900円
20 km以上 25 km未満	9,000円	11,900円	13,700円
25 km以上 30 km未満	11,000円	14,300円	16,500円
30 km以上 35 km未満	11,000円	15,600円	19,300円
35 km以上 40 km未満	13,000円	18,000円	22,100円
40 km以上	13,000円	20,400円	24,900円

別表第八 (第43条関係)

単身赴任手当の加算額

交通距離の区分	加算額
100km以上200km未満	4,500円
200km以上300km未満	7,500円
300km以上	10,500円

別表第九 (第48条関係)

特殊勤務手当

手 当 の 種 類	手当の額	条 件
放射線研究従事者	日額 420円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、研究に従事した職員
放射線衛生管理操作監視	日額 320円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、職務上随時立ち入り、衛生管理等に従事した職員
X線操作等	日額 440円	X線の操作業務に従事した職員
有害物取扱	日額 200円	特定化学物質等を試験、研究、検査等の作業に従事した職員

(注) 育児短時間勤務をする場合の特殊勤務手当の月額は、手当の額に、その職員の1週間当たりの勤務時間数を職員就業規則第17条の規定で定める1週間あたりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第十 (第51条関係)

管理職員特別勤務手当

職級	支給額		
	第1項及び第3項に規定する場合		第2項に規定する場合
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
4級	10,000	15,000	5,000
5級	12,000	18,000	6,000

(注) 管理職員特別勤務手当の額は、特定日以降、別表第十に掲げる額に70/100を乗じて得た額とする。

別表第十一 (第52条、第54条関係)

支給時期	種別	支給率		合計
		期末手当	勤勉手当	
6月期	管理職	0.875	1.45	2.325
	一般職	1.375	0.95	2.325
12月期	管理職	0.875	1.45	2.325
	一般職	1.375	0.95	2.325
合計	管理職	1.75	2.90	4.65
	一般職	2.75	1.90	4.65

別表第十二 (第52条関係)

期末手当の支給割合

(1) 支給割合の求め方

期末手当の支給期間*において職員給与規程の適用を受ける職員（任期付職員給与規程の適用を受ける職員から職員給与規程の適用を受ける職員に切替になった職員を含む。以下同じ。）として在職した期間から除算事由の期間を除いたものをもって、在職期間を算定し、これに応じた日数により支給割合を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで
12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

在職期間	支給割合
基準日が6月1日、 12月1日の場合	
150日以上	10割
135日以上150日未満	9割
120日以上135日未満	8割
105日以上120日未満	7割
90日以上105日未満	6割
60日以上90日未満	5割
30日以上60日未満	3割
1日以上30日未満	1割
0日	0割

(2) 在職期間

在職期間は、支給期間において、職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間（勤務を要しない日を含む。）について日を単位として計算する。

在職期間の算定にあたっては、在職期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

- ア 停職、専従休職、無給職免、無届欠勤及び私事欠勤の全期間
- イ 休職期間（病気休職、刑事休職など）の5割の期間
- ウ 育児休業、出生時育児休業、介護休業の5割の期間
- エ 病気休暇の期間の2割の期間
- オ 配偶者同行休業の5割の期間
- カ 育児短時間勤務で短縮された勤務時間の短縮分の5割の期間

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
無届欠勤	1回につき1/3日	10割
私事欠勤（遅参、早退等）	1回につき1/3日	2割
病気休暇	8時間につき1日	5割
介護休業、部分休業		

②除算期間の算定

- ア 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- イ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- ウ アの育児休業及びイの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。

別表第十三 (第54条関係)

勤勉手当の査定率

業績評価	査定率
A	1.20
B	1.10
B-	1.04
C	0.98
C-	0.90
D	0.80
E	0.00

別表第十四 (第54条関係)

勤勉手当の支給割合

(1) 期間率

勤勉手当の支給期間*における勤務期間に応じ、次のとおり期間率を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで

12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

勤務期間	支給割合
175日以上	10割
165日以上 175日未満	9割5分
155日以上 165日未満	9割
140日以上 155日未満	8割
120日以上 140日未満	7割
100日以上 120日未満	6割
80日以上 100日未満	5割
60日以上 80日未満	4割
40日以上 60日未満	3割
20日以上 40日未満	2割
1日以上 20日未満	1割
0日	0割

(2) 勤務期間

勤務期間は、支払期間において、職員給与規程の適用を受ける職員（任期付職員給与規程の適用を受ける職員から職員給与規程の適用を受ける職員に切替になった職員を含む。）

として在籍した期間（週休日を含む。）について、日を単位として計算する。

勤務期間の算定にあたっては、勤務期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

停職、専従休職、配偶者同行休業、育児休業、出生時育児休業、無給職免、結核休養、休職（病気休職、刑事休職など）、病気休暇、介護休業（30日未満を除く）、無届欠勤、私事欠勤、生理休暇（給与の減額が免除されなかった期間）、育児短時間勤務で短縮された勤務時間に相当する期間の全期間。

なお、支給期間において短期病休（引き続く7日以上にわたらない病気休暇（理事長が別に定める事由に該当するものを除く。）のある月数が3以上ある場合は、短期病休1日を2日とみなして計算する。

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
4時間以下の場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、 病気休暇、無給職免	1回につき1/3日	10割
4時間を超える場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、 病気休暇、無給職免	1回につき1/2日	10割
育児部分休業、 介護短時間勤務（30日未満を除く）	8時間につき1日	10割

②除算期間の算定

- ア 停職、専従休職または休職の発令期間中にある週休日及び休日（以下「週休日等」という。）は、当該期間に算入する。
- イ 育児休業または無給職免の承認を受けた期間中にある週休日等は、当該期間に算入する。
- ウ 無給職免で他団体に派遣された期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- エ 結核休養の取扱いを受けた期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- オ 無届欠勤、私事欠勤、介護休業または病気休暇が引き続く場合、その間の週休日等は、欠勤の期間に算入し年次休暇等の日は算入しない。
- カ 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- キ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- ク カの育児休業及びキの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。
- ケ 部分休業及び介護短時間勤務により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を算入する。
- コ 介護休業により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を算入する。
- サ 育児短時間勤務職員等として在職した期間中における週休日等は、当該期間に算入する。

(3) 私事欠勤等の場合の支給割合

支給期間において、次の事項に該当する場合は、期間率に支給率を乗じて得た支給割合に百分の百からそれぞれに該当する率を減じて得たものを乗じてえた割合をもってその者の支給割合とする。

	減額事由	一般職の減額率	減額事由	管理職の減額率
私事欠勤等の日数	8日以上	100/100		
	7日	80/100		
	5日、6日	60/100	5日以上	100/100
	4日	40/100	4日	60/100
	3日	20/100	3日	30/100
	2日	10/100	2日	20/100
懲戒処分	停職1回につき	50/100	停職1回につき	75/100
	減給1回につき	35/100	減給1回につき	50/100
	戒告1回につき	20/100	戒告1回につき	25/100